

# ローンお手続きマイページご利用規定

## 第1条(目的等)

ローンお手続きマイページご利用規定(以下「本規定」といいます)は、お客さま(以下、「マイページ利用者」といいます)が、山陰合同銀行(以下「当行」といいます)のローン借入れ手続きを行うための「ローンお手続きマイページ」(以下「マイページ」といいます)の利用に関する事項を定めたものです。マイページ利用者がマイページを利用して手続きを行う場合には、この規定に従って取扱います。

## 第2条(規定への同意)

マイページ利用者は本規定を同意のうえ、ローン申込時にマイページ登録を行うものとします。本規定にご同意いただけない場合は、マイページのご利用ができません。

## 第3条(利用条件)

1. 利用にあたっては以下の条件を満たしている必要があります。
  - (1) マイページの利用対象となるローン商品の申込条件を満たす方。
  - (2) Eメールアドレスをお持ちの方。
  - (3) 当行所定の項目(氏名、Eメールアドレス、マイページパスワード(以下、パスワードといいます))等の登録ができる方。
  - (4) パーソナルコンピュータやスマートフォン(以下、総称して「ネットワーク端末」という。)をお持ちの方。
2. マイページ利用方法
  - (1) 当行ウェブサイトからローン申込時に、マイページ利用者が任意に指定したメールアドレス、パスワードの登録が必要となります。ローン申込受付後に当該メールアドレスをマイページのIDとし、IDとパスワードを発行します。ID、パスワードの発行通知は第5条1. による方法とします。
  - (2) 当該ID およびパスワードを使用してなされた一切の行為について、当行はマイページ利用者自身が行ったものとみなします。
  - (3) ID およびパスワードは、マイページ利用者が責任をもって管理し、IDまたはパスワードの盗用、使用上の過誤、第三者の使用、不正アクセス等に伴うマイページ利用者の損害、費用の発生について、当行は一切の責任を負いません。
  - (4) マイページ利用者は、自己のID およびパスワードが第三者に使用され、当行または第三者に対して損害を与えた場合は、その全額を賠償するものとします。
  - (5) マイページ利用者が任意に指定したパスワードは、当行所定の方法で再設定が

できます。IDについては、再設定することができません。

### 3. マイページ利用期間

- (1) マイページはID、パスワード発行後から発行対象ローンのご融資実行日の1ヵ月後の応当日まで利用できます。
- (2) ご融資実行日の1ヶ月後の応当日を経過すると、ログインできなくなります。ただし、他にお手続き中のローンがある場合または新たにローンをお申込みされる場合は引続きマイページのご利用が可能です。

## 第4条(マイページ利用者の地位・権利の貸与・譲渡等)

マイページ利用者は、マイページにおけるその地位および権利をいかなる人へも貸与、譲渡、質入れ等(以下「これらの行為」という)することはできないものとします。マイページ利用者が、これらの行為により、マイページ利用者その他の第三者に損害、費用が発生した場合は、当行は一切の責任を負わないものとします。また、これらの行為により、当行に損害、費用が発生した場合は、マイページ利用者は、その全額を賠償するものとします。

## 第5条(メール通知)

1. マイページのIDとして登録されたメールアドレスを通知先として以下のメール通知を送付します。

- (1) マイページのID、パスワード発行。
- (2) マイページ内の進捗更新。

2. 以下の各号の事由により、メールが延着または不着の場合、通常到達すべきときに到達したものとみなし、メールの延着または不着により生じた損害については、当行に責めがある場合を除き当行は責任を負いません。

- (1) メールフィルターの解除を怠る等、マイページ利用者の責めに帰すべき事由があったとき。
- (2) 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害があったとき。

## 第6条(電子交付について)

各種取引規定、契約内容等を書面の交付に代え、ウェブサイト等の当行所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。なお、一部の書面については、書面で交付(郵送)する場合があります。

## 第7条(免責事項)

1. 次の各号の事由により、マイページの利用ができなかった場合、またはマイペー

ジを利用した本手続きの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当行が相当の安全策を講じたにもかかわらず、システム、通信回線、端末機等に障害が生じたとき
- (3) 当行以外の第三者の責めに帰すべき事由があるとき

2. 当行が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、マイページ利用者の ID やパスワード等、取引情報が漏洩した場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. マイページにおける本手続きを行う際に入力されたパスワード等について、あらかじめ当行に登録されたパスワード等との照合をして、その一致を確認し、取引を行った場合は、それらのパスワード等について偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について責任を負いません。

4. 本手続きのためのマイページのご利用において、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害について一切責任を負いません。

## 第8条(本手続きの中止)

1. 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、マイページ利用者に事前に通知することなく、マイページおよび本手続きの運営または当行のウェブサイトの一部もしくは全部を中断・停止することができるものとします。その場合は、当行のウェブサイトへ掲載する事により告知します。

- (1) マイページおよび本手続きのシステムの保守、点検、修理、変更を定期的または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等や、地震、噴火、洪水、津波等の天災により、マイページおよび本手続きの提供が困難な場合
- (3) 戦争、変乱、暴動、争乱、労働争議等によりマイページおよび本手続きの提供ができなくなった場合
- (4) 第三者による当行のシステムの破壊や妨害行為(データやソースコードの改ざん・破壊を含む)等により、マイページおよび本手続きの運営ができなくなった場合
- (5) その他当行が、事業上の理由によりマイページおよび本手続きの一時的な中断・停止を必要と判断した場合

2. 当行は、本条に基づき本手続きを中断・停止または中止したとしても、これに起因するマイページ利用者または他の第三者が被ったいかなる不利益、損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第9条(反社会的勢力の排除)

1. マイページ利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. マイページ利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. マイページ利用者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明した場合、当行はマイページ利用者へ通知することにより、マイページの利用を中止することができます。

## 第10条(管轄)

マイページの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 第11条(規定の変更)

1. 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、当

行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上  
株式会社山陰合同銀行

貸 KA153(2021.10 制)